

(別添2)

## 児童厚生施設の監査について

### 第1 児童厚生施設の監査項目の設定（標準化）

#### 1 児童厚生施設の監査項目の設定（標準化）の背景

児童厚生施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定された「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設」であり、屋内型の児童館と屋外型の児童遊園に大別される。各施設は歴史的沿革や立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることから、その監査については、入所施設の監査項目ではなく、自治体が独自に策定した監査項目に基づき行われてきた。

今般、一部の自治体において、独自に監査項目を策定することが実施上の負担となり、監査の実施が滞っている状況が見られることから、国として、令和7年度から運用開始した改正後の児童館ガイドライン（※1）の内容等を踏まえつつ、新たに標準的な指導監査項目を設定し、監査調書等を作成することとした。監査調書はこども家庭庁ホームページ（<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jidoukan>）に掲載している。また、運用の参考となるようハンドブックを作成中であり、令和8年度にお示しし、併せてホームページでも公開することとしているので参照されたい。

（※1）「児童館ガイドラインの改正について」（令和6年12月3日付こ成環第300号こども家庭庁成育局長通知）

#### 2 監査業務の標準化の考え方

児童厚生施設における監査は、自治事務であり、法令に基づき、自治体の判断で実施している事務であるため、今般、国として標準的な監査調書一覧を示すこととなるが、従前の通知と同様、技術的助言の位置付けとなる。

また、国として示す標準的な監査調書一覧の取扱いについては、自治体ごとに国の定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）を参酌等して制定された条例や、その他適用される条例も異なるため、柔軟に対応していただく必要がある。

なお、児童福祉法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づき、指定都市及び児童相談所設置市が児童厚生施設を設置している場合については、当該市の長が指導監査を行うことが適当である一方で、中核市が設置している場合については、従来通り都道府県が指導監査を行うことが適当である。

#### 3 児童遊園の監査について

児童厚生施設のうち、児童遊園については、標準的児童遊園設置運営要綱（※2）において、その職員である児童の遊びを指導する者は、「他の児童厚生施設の児童の遊びを指導する者と兼ね、又は巡回の者であってもさしつかえない」とされている。このため、監査を実施することが困難である場合には、標準化した監査項目を参照の上、地域

(別添2)

の実情に応じた対応をすること。

(※2) 「児童遊園の設置運営について」 (平成4年3月26日付児育第8号厚生省児童家庭局育成課長通知)

## 第2 監査調書

### 1 監査調書における評価項目の構成

監査調書については、設備運営基準、児童館ガイドライン及び関係法令との整合性を踏まえ、標準的な監査項目として必要と考えられる項目を精査した上で、以下のとおりとした。児童館の設置運営要綱(※3)に定める種別のうち、小型児童館、児童センター(大型児童センターを含む)、その他の児童館については以下の大分類1～5、大型児童館についてはこれらに加え、大分類6を付加項目としている。

#### 大分類

1. 児童館の活動内容(5項目)
2. 家庭・学校・地域等との連携(3項目)
3. 児童館の職員(6項目)
4. 児童館の運営(7項目)
5. こどもの安全対策・衛生管理(4項目)
6. 大型児童館の機能・役割(1項目)・・・付加項目

(※3) 「児童館の設置運営について」 (平成2年8月7日付け厚生省発児第123号厚生事務次官通知)

### 2 列の定義

監査調書の各列の定義は以下のとおりである。

#### ア 番号

通し番号にて採番。

#### イ 分類(大分類、小分類)

「監査評価項目」の分類。

#### ウ 監査評価項目

根拠法令等に基づいて、基準等への適否を確認するための項目。

#### エ 監査評価項目(具体的内容)

ウの内容を具体的に示したもの。

#### オ 関連法令等

ウ及びエの根拠法令等。

#### カ 判断基準

自治体職員が実地監査等での評価を行うにあたり、確認すべき基準(観

(別添2)

点)
キ 判断基準（標準確認文書） カを判断する際に確認する文書等や実施方法の例示。
ク 評価区分 ウの評価区分。

### 3 評価区分の定義

監査調書の「評価区分」列の定義は以下のとおりである。

ア 文書指摘事項 関係法令、通知等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」とする。期限を定めて改善報告書の提出を要するものとする。
イ 口頭指摘事項 違反について改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合は、自治体の判断で「文書指摘事項」から「口頭指摘事項」に変更できるものとする。
ウ 助言事項 法令等の努力義務規定違反、及び、「口頭指摘事項」に至らない軽微な指摘や水準向上のための助言は、「助言指導事項」とする。

### 第3 その他

- ・ 監査調書における評価項目は、施設において自己評価項目としても活用していただきたい。
- ・ 児童館には多様な運営が見られることから、監査業務にあたって参照しうる「児童館に対する行政指導監査ハンドブック」（仮称）を令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において作成していることから、追って周知する。